

令和4年(ネ)第1893号 各損害賠償等、同反訴請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告) 部落解放同盟外 234名

控訴人兼被控訴人(一審原告) 示現舎合同会社外 2名

控訴答弁書

令和4年7月19日

東京高等裁判所第16民事部二係御中

控訴人兼被控訴人(一審被告)	示現舎合同会社
上記代表者代表社員	宮部 龍彦
控訴人兼被控訴人(一審被告)	宮部 龍彦
控訴人兼被控訴人(一審被告)	三品 純

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする

との判決を求める。

第2 控訴の理由(控訴人第一準備書面、以下「控訴理由書」という)に対する答弁

控訴の理由はいずれも争う。

第3 控訴理由書に対する反論

- 1 プライバシー権について(控訴理由書 第1)

(1) 総論

前提として、原判決の判断が誤っているというのが一審被告らの立場である。居住移転、転籍は自由なのであるから、仮に誰かの住所や本籍を他人が知り得るとしても、地名が個人のプライバシーとなることはあり得ない。その

上で「控訴理由書第1 2」の①から④で掲げられている原判決の判断は間違った前提の上に組み立てられたものであり、一審原告らの主張は無理の上に無理を重ねるものである。

(2) 部落問題の実情について(控訴理由書 第1 3 (1)から(5), (7))

「原判決が部落差別の実情を理解しようとせず、浅薄皮相な理解に基づいて判断したこと」(控訴理由書 16 頁最終行)という点には同意するが、そもそも本件の当事者らを含め、部落差別の実情を真に理解している者は皆無である。

本件自体、先立った仮処分によって、言論に足枷をかけられていることに象徴されるように、いわゆる「同和タブー」がはびこり、もはや自由な議論ができなくなっている。議論に対する規制を先取りした状態で、規制の是非を議論しているようなものである。原判決や本件に係る仮処分を含め、部落問題については表現や学問の自由が極めて軽視されており、「二重の基準論」を無視した結果が如実に現れている。

一審原告らは「原判決が、部落差別のうち地名情報による差別にのみ着目して判断したこと」を批判するが、一審原告らが提出した阿久澤麻里子意見書(甲 360)には部落民は属地的に判断されるという旨のことが書かれている。

また、一審被告らが、住所本籍を照合して部落民を判別するようなことをするのは間違っている旨を再三指摘したのに(一審被告準備書面(7) 第6、一審被告準備書面(9) 第3 3 等)、相当の時間を浪費して属地的に部落民を判別するかのような事実実験公正証書(甲 344)を作成して提出したのは一審原告らである。なおかつ、原審では一審原告らの系譜関係や血縁関係についての証明はされていない。

なお、阿久澤麻里子教授は一審原告らと強い利害関係がある(一審被告準備書面(9))。

また、一審原告らの言う通り、過去の住所や本籍、さらに系譜関係や親戚関係まで考慮に入れるのであれば、部落差別の対象は際限なく広がることになる。

確かに一審原告らの住所や本籍地を本件地域一覧と照合し、都府県単位でプライバシー権の侵害を判断した原判決は非論理的なものであるが、それは前述の通り地名がプライバシーであると強弁し論理破綻した上にさらに無理な論理を積み上げたからである。だからと言って、一審原告らが言うがまま、プライバシー権侵害の認定の範囲を広げよというのは暴論である。

一審原告らの主張を認めれば、一審原告らが認定すれば誰でも部落民ということになってしまうし、何でも差別と言えることになってしまう。一方で、一審原告らに都合が悪ければ、部落民ではない、差別ではないと言うことも一審原告らの思い通りである。実際、一審原告らは一審被告宮部の出身地は部落ではなく一般地区だと強弁した(令和2年9月28日宮部龍彦本人調書 36, 37頁)。

一審原告らが繰り返し言っている、一般社会の「現実」、「意識」はもはや通常人には理解できないものであり、実在していないか、実在したとしても世の中のごく一部の特殊な人々の考えを述べているに過ぎない。このことはむしろ、阿久澤麻里子教授の意見書の信憑性が極めて低いことを示している。

「誰が部落民か」という根源的な事柄について、裁判官さえも理解できないのだから、意識調査をしても意味のある結果が得られるとは到底考えられない。阿久澤麻里子教授の意見書は、喩えるなら、「宇宙人との結婚は反対か賛成か」「何が宇宙人だと思うか」と意識調査をして、宇宙人に対する差別の

有無を真面目に論じているようなものである。ほとんどの人にとっては、部落民というのは宇宙人と同様に想像上の存在に等しいからである。

一方で、原審では公証人まで使って住所本籍を機械的に照合して「部落民」を特定する作業が行われた。原判決は同和地区出身者と見なされるというような書き方をしているが、現に裁判所の同意のもとで相当な労力をかけて作業を行い、その結果によって法律上の判断が行われたのであるから、通常人が経緯を知れば同和地区出身者を特定する方法だと受け取らざるを得ず、裁判所が具体的な部落差別の方法を創出したことと同等である。その上一審原告らの今回の主張をも採用すれば、一審原告らにとって都合のよい部落差別の仕組みをいくらでも作り出すことができる。一審原告らは、裁判所の権威を借りて、令和の時代に新たな部落差別制度を作り出そうとしている。

(3) 原審裁判官の態度について(控訴理由書 第1 3 (6))

原審で学者証人の尋問がされなかったのは、書面で十分であるか、法律上の判断は裁判官が出来るにも関わらず、学者に憲法論を語らせようとしたからである(2018年8月13日付け一審原告証拠申出書)。

当時の中村心裁判長の態度に問題があった点は一審被告らも同意する。しかし、原審における一審原告らの態度にも相当問題があった。

一審被告らは常に裁判官の指示通り、期限通りに書面を提出したが、一審原告らは何度も書面の提出を遅らせ、内容も不十分であった。また、口頭弁論の最中に陳述中の一審被告らに対してやじを飛ばす、口頭弁論が終わった直後に一審被告らに対して罵声を浴びせることが度々あった。

それらが原因で、明らかに中村心裁判長は動揺していた。一審原告らの主張は、原審がいかにも異様な雰囲気で行われたのかを示すものである。

なお、戸籍謄本には従前本籍が記載されているのにも関わらず、原判決が現本籍だけで判断したのは、一審原告らが言う通り裁判官が部落問題について理解不足のまま判決したこともあるが、「第3 6(1)」で後述する通り、そもそも原判決が論理的に無理のあるものだからである。

(4) 一審原告らのいう「被差別部落出身者」は架空のものである(控訴理由書第1 3 (6))

一審原告らは「原判決の論理によれば、『破戒』(島崎藤村著)の主人公丑松(父親の戒めに従い、被差別部落出身であることを隠して転居し小学校教員となった主人公)は、部落差別の被害にあわない(少なくともプライバシー侵害は認められない)ということになるが、果たしてこのような原判決の論理は部落差別の実情を適切に捉えたものと言えるか。」(控訴理由書 32 頁下から 5 行目からの段落)と言う。『破戒』は明治 38 年に書かれたフィクションである。無論、その登場人物である丑松は架空の人物である。このことは、一審原告らが念頭に置く「被差別部落出身者」が架空の人物と同等であることを示している。

一審原告らがこれまで主張してきた「被差別部落出身者」は、過去の住所や血縁関係までも基準とするもので、あまりに非常識で常人に理解不能なものだが、そうなってしまうのは、一審原告らがいう「被差別部落出身者」が『破戒』に書かれた丑松のように架空の存在だからである。

一審原告らのみならず、少なくとも建前上は部落の場所は秘密であり、事実上それらについて具体的な地名を上げて議論できないという状況では、大多数の国民も同様の認識であって、「被差別部落民」というのは実在の人や集団を指しているのではなく、各々が想像しているものに過ぎないと考えられる。したがって、「部落差別が存在するか」「部落出身者と結婚するか」と

いった意識調査への回答も、ほとんどは架空の存在に対する認識に過ぎず、実在の「部落差別」を反映したものではない。

(5) 自己情報コントロール権等について(控訴理由書 第1 4(1)から(3))

いわゆる自己情報コントロール権に類するものは、個人情報の保護に関する法律(以降「個人情報保護法」という)で明文化されているが、本件は報道ないし出版に関わるものなので無関係である(個人情報保護法第57条1項1号および2号)。従って、一審原告らの主張は完全に法律の枠外のことであり、裁判所に新しい法律を作れと言っているに等しい。

そもそも、インターネット等で本人承知のもとで公にされているような情報や、特定個人にさえ属さない地名のような情報までもが自己情報コントロール権の範疇に入るとするのは、一審原告ら独自の考えである。

一審原告らの主張が認められれば、一審原告らが公言している情報に対して一審原告らの意に反した論評は不可能になり、国民の表現の自由を不当に制限することになる。特に一審原告部落解放同盟は政治的な活動をする団体なのであるから、自己情報コントロール権をいわゆる政敵を陥れるために、敵対する言論に対して不法行為であると言いがかりをつけ悪用する可能性が高い。そのため、一審原告らの主張を採用することは、極めて危険である。

なお、「住所でポン！」に係る訴訟の経緯(控訴理由書36頁下から2行目から37頁17行目)は事実であるが、平成31年1月1日に施行された改正著作権法は公刊された図書の内容をインターネットで検索可能にすることが前提とされているため、「住所でポン！」に係る判決は事実上無効になっている。そうでなければ、個人名等を含む書籍はインターネット上で検索可能にできないことになり、法律の趣旨と矛盾する。

事実、「住所でポン！」に対して以降訴訟は一度も提起されていないし、個人情報保護委員会等から指導や命令を受けたこともない。インターネット上で電話帳を検索できることはもはや当たり前のことで、災害時の対応、不動産調査、報道、選挙等に欠かせないインフラとなっている。

- (6) 「暴けば暴くほど、プライバシー権侵害が問われなくなる」は当然の論理であること(控訴理由書 第1 4(4))

一審原告らは「自ら積極的にインターネットで公開している」「広く知られている者」という基準でプライバシー権侵害を否定することを、「暴けば暴くほど権利侵害が認められなくなるという、常識では考えられない結論」というが、これは至って常識的であり当然の論理である。

原判決が「「広く知られている」状態が誰によって引き起こされたかについては特に限定をしない」というが、原判決を見れば全く限定をしていないわけではなくて、Wikipedia に記載されている等、文字通り大衆の興味を惹くような状態になっていることのみ基準としている。

一審原告らの中には国会議員、地方議員、その他政治的な活動をしている者が多く含まれており、その活動が大衆の興味を惹き議論の対象になることは当然のことである。そのような範疇のことまでプライバシー権で保護されることになれば、一審原告らが政治的な影響力を及ぼしているにも関わらず、それに対して誰も批評できないということになり、民主主義に著しく反する。

- (7) 少なくとも『復刻版全国部落調査』の開示について一審原告らの承諾を得ることは無意味であること(控訴理由書 第1 4(5))

一審原告らは「「復刻版全国部落調査」の形式による情報の開示や「部落解放同盟関係人物一覧」の形式による情報の開示について、一度たりとも同意や承諾を与えていない」と言い、「被差別部落出身者であるとの情報を

伝えるにあたり、一審原告らは伝える場所、相手、伝える意味や文脈を慎重に考慮しながら情報の開示を行なっていること」と言っていることから、一審原告らの望む形式であれば、『復刻版全国部落調査』を開示してもよく、実際に一審原告らはどこが部落なのかという情報を開示してきたと解釈することができる。

しかし、原判決によれば、承諾を得る対象は本件地域一覧に住所または本籍を置くことができる人全般ということになるので、その対象は日本国民のみならず外国人を含む「全人類」ということになってしまい、一審原告らの承諾を得ることに意味はない。もっともこれは、本来は広く議論をして法律で定めるべきことを、私的な裁判で決めた原判決の論理が破綻していることを示すものである。

そして、事実上は本件のような裁判を提起するのは一審原告ら以外に考えられないのであるから、一審原告らの主張は「部落はどこか」という情報や議論を一審原告らの支配下に置くべきと言っているに等しく、国民の表現の自由や学問の自由を著しく侵害するものである。

なお、『全国部落調査』には「本書の取り扱いに就いては弊害なきやう充分留意せられんことを望む」と書かれているが、当時は「プライバシー権」の概念はないのだから、掲載された地名に住所や本籍を置く者のプライバシーに配慮せよという意味と解釈することはできない。

2 名誉権について(控訴理由書 第2)

原判決は「名誉権の侵害が生じ得る」というのみで、本件において具体的に名誉権侵害が成立しているのかどうかの判断を曖昧にしている。プライバシー権については「違法に侵害するものというべきである」と言い切っているのと対象的である。

一審原告らの反論の趣旨は本件地域一覧や本件人物一覧への掲載によりプライバシー権侵害とは別に名誉権侵害が成立するというものである。

しかし、これらの論点に付き、いずれにしても名誉権侵害は成立しない。

原判決も一審原告らも、触れるのを避けている重要な論点がある。本件地域一覧の公開が名誉権の侵害だということは、「部落民であると明らかにすることは社会的評価を低下させる」と言い切ってしまうと、「吾々がエタであることを誇り得る時が来たのだ」という水平社宣言(乙 227)の言葉を自ら否定することになる。これは一審原告らのイデオロギーを根幹から否定することである。

本件人物一覧について、「部落解放同盟に所属していることを明らかにすることは社会的評価を低下させる」と言い切ってしまうと、部落解放同盟とは所属していること自体が恥ずかしい集団だと自ら認めることになってしまう。

そこで、原判決は「同和問題が解消されたとは言い難い」と、部落解放同盟に所属することは実質的に同和地区出身者と認識されるという前提で判断しているものである。

一審原告らのイデオロギーを横に置くとしても、部落民であれば社会的評価が低いというのにはあり得ない。

「第3 1(4)」で述べた通り、明らかに裁判官は「同和地区出身者」とは何か理解できていないし、一審原告らの主張は誰でも「同和地区出身者」になれてしまうようなものである。さらに、本件地域一覧や本件人物一覧は誰が「同和地区出身者」なのか直接特定するものではないし、本件地域一覧に住所や本籍があれば「同和地区出身者」と認識され得るとするのは一審原告らおよび裁判所の独自の判断に過ぎない。住所や本籍地を機械的に照合することで「同和地区出身者」を認識でき、さらに社会的評価の低下につながるというのは、非常識で、それ自体が極めて差別的な考え方である。

現実にはむしろ逆で、部落解放同盟に所属すると認識されることが社会的評価を低下させ、部落解放同盟が「同和地区出身者」の代表のように振る舞っていることから、あたかも全ての同和地区住民が部落解放同盟に所属しているかのような誤解を生んで風評被害が生じているものである。

特に、原審を通じて、部落解放同盟三重県連合会委員長、同中央本部執行委員の一審原告松岡克己の横領・公金詐取が明らかになっている。このことについて一審原告らは何の反論もせず、一審原告部落解放同盟は何の処分もしていない。他にも、部落解放同盟が過去に様々な犯罪や不正を起こしてきたことはラムザイヤー教授の論文(乙 762 の 1、乙 762 の 2)からも明らかである。繰り返しになるが、「同和地区出身者」と認識されるから社会的評価が低下するのではなく、「部落解放同盟関係者」と認識されるから社会的評価が低下するのであって、そこから「同和地区出身者」の社会的評価の低下が派生している。その「同和地区出身者」はほぼ架空の存在であるが、原判決は部落の地名に住所または本籍を置くものが「同和地区出身者」だと事実上確定させた。

その他、個別の一審原告らに対する原審判断の誤りについては別途一審原告準備書面で詳述することなので、その提出を待って反論する。

3 差別されない権利の侵害について(控訴理由書 第3)

(1) 総論

本件は民事訴訟であって、公の事柄の是非を決める場ではない。

一審原告らの主張を総合すると、自分たちは「被差別部落出身者」という疑似民族を代表しており、その集団の感情を害したから自分たちは自らの政治的主張を通し、賠償を受ける権利があるというものである。

もっともらしい主張をしているが、一審原告らは勝手に集団の代表を称して、その集団に対する償いと称して筋の通らない有形無形の利益を得ようとして

いるものであり、いわゆる総会屋の論理と変わらない。

一審原告らのいう「差別されない権利」は誰が権利の主体で、誰に対するものなのかははっきりしない。

権利の主体は「被差別部落出身者」であるかのように読めるが、これまでの一審原告らの主張によれば、「被差別部落出身者」とは部落に関わることが出来る全ての人ということになるから、それは結局国民全員ないし全人類ということになる。そして、憲法の人権規定や国際法(控訴理由書 第3 3)を持ち出すのであれば、それは国に対して保障を求めるものであって、民事訴訟で個人に対して主張する性質のものではない。少なくとも一審被告らは一審原告らを「差別」していない。

事実として、一審原告ら以外の者による本件訴訟への参加や、一審被告に対する同様の訴訟の提起は今まで起こっていない。そして、国会で議論が行われたものの、その結果制定された部落差別解消推進法では部落の地名を公表してはならないといった立法はされなかった。本件訴訟がテレビや新聞等で報道されているが、特に世論が大きく盛り上がっていることもない。

一審原告らはいかにも大きなバックグラウンドがあるように見せかけているが、現実を直視すれば、本件はどこまでいっても部落解放同盟という私的団体の一部の関係者が、実質的に 2 人の個人を訴えてその口を塞いで賠償金を得ようということ以上のものではない。仮に「差別されない権利」なるものを認めたところで、そのような主張をするのは部落解放同盟だけなのだから、決して「国民の権利」にはならず、部落解放同盟が個人や団体を攻撃するための「利権」のためにしか使われないことは火を見るより明らかである。

(2) 示現舎ブログ上のコメントについて(控訴理由書 第3 2(ア))

一審原告はブログ上のコメントを引用しているが、示現舎ブログはコメントの

事前検閲は行っておらず、なおかつ匿名で書き込めるようになっている。なお、原判決(21頁15から21行目)でもこのコメントが引用されているが、ネット上の匿名のコメントを裁判の判断材料にするのは不適切である。誰でも書き込めるのだから、誰がどのような意図で書き込んだかは分からず、一審原告らが書き込んだ可能性もある。

ところで、一審原告らの一部が関わったインターネットテレビ番組や新聞記事等がヤフーニュースに載れば、決まって「寝た子を起こすな」という類のコメントが大量に書き込まれている。例えば、令和4年6月30日にヤフーニュースで一審原告川口泰司が出演したインターネットテレビ番組についての記事には「寝た子を起こすな、というけれど、自然に忘れていく方がいいように思う。」というコメントを筆頭に、そもそも取り上げるべきではない、意味が分からないといった趣旨のコメントが大量に書き込まれている(乙773)。なお、ヤフーニュースの場合は、読者の反応が多いコメントが上位に表示されるので、この裁判の当事者が「自作自演」をすることはできない。

インターネット上の匿名のコメントが判断材料となるのであれば、一審原告らの行為こそが世の中から有害な部落問題に関する情報の発信と捉えられているし、また「同和問題が解消されたとは言い難い」というよりも、もはや同和問題が何なのか分からない、蒸し返すべきではないというのは多数の通常人の認識である。

従って、原審で裁判所が大変な労力をかけて、半ば法律を曲げてまで一審原告らに寄り添おうとした努力は不要であり全くの徒労である。

- (3) 本件地域一覧や本件人物一覧による被害は1つも生じていない(控訴理由書第34および5)

陳述書(甲469から485)は、いずれも各人が自分の心情を述べているか、

本件とは無関係なことを述べているにすぎない。なお、陳述書から新たに明らかになった事実があるので、それについては別途控訴準備書面1で述べる。

特に本件地域一覧や本件人物一覧によって具体的に損害が生じた例は1つも示されていない。なお、今回提出された陳述書のみならず、第一審の提起から現在に至るまで本件地域一覧や本件人物一覧によって具体的に損害が生じた例は1つも明らかになっていない。

例えば、一審原告吉田樹(甲 469, 479)は甲 469 の 2 で地元の被差別部落の住民は怒っているというが、一審原告吉田は提訴時に自身が「被差別部落出身者」であると虚偽の主張をしていたことから信用できない。甲 469 の 4 および甲 479 の 3 で差別と言っている事例は差別と言える根拠が無いか、一審原告ら自身が勝手に起こしていることである。過疎のため自治会が成り立たないと訴えるが、同和地区指定され部落と知られている場所でも、新興住宅地のようにになっている場所がある(乙 158, 159, 266 など)。地方の交通が不便な場所が過疎化するのとは関係なく起こっている現象であり、部落差別と結びつけるのはこじつけである。

一審原告松岡克己(甲 470)の陳述は自身の主観で語っているのみで、客観的な証拠がない。しかも、一審原告松岡克己は「被差別部落」の外に住所と本籍地があるにも関わらず、被差別部落出身であると虚偽の陳述をしていた。陳述だけで証拠になるなら、一審原告宮部は一審原告松岡の地元の八幡住民から「差別なんてあるかどうか分からない」「松岡克己は許せない」と聞いている。乙 744, 745, 753, 758 の各証拠がある通り、実際に一審原告松岡は公有地からの駐車場収益を横領し、公金を不正に受け取っている。一審原告松岡は甲 470 の 3 で「原告を私一人しか立てなかったのですが、他の被差別部落の住人が無関心であったわけでは決してありません」というがそうではなく、

八幡部落の住民の真の関心対象は一審原告松岡の不正行為である。

訴外田中勝次(甲 476 号証)は「私の県は原告を出さなかったのではなく、一審係属中に原告になった鎌田行平さんが亡くなったため原告が不在という判断を下されただけです」というが、一審原告鎌田行平が自白した通り、一審原告鎌田は訴状で自身が被差別部落出身者だと虚偽の主張をしていたが、原審で住所本籍共に部落外であることが証明されていたため(一審被告準備書面(9)第8 3、一審被告準備書面(13)第6)、存命であったとしても結果は変わらない。なお、一審原告鎌田が被差別部落出身を騙っていた部落である千葉県酒々井町上本佐倉の同和地区住民はほとんどよそから移り住んだ人であるが、一審原告鎌田は自身が理事長を勤める「社会福祉法人鼎エコトピア酒々井」で、酒々井町上本佐倉住民だけ給料を上乗せしていたと一審被告宮部は地元住民から聞いている。また、部落解放同盟上本佐倉支部の役員(現在は支部員)であった藤田武夫が部落解放同盟の肩書を利用して役所や住民を威圧して盛り土をしていた(乙 774-1, 774-2)。もはや千葉県の部落解放同盟は、えせ同和と言ってよい。そのため、訴外田中のその余の陳述も信用できない。

訴外●●●●(甲 478)は陳述書 2 頁で「同和問題はすでに過去の問題であって、もうすべて解決したとの誤解が県民・市民・行政担当者に拡大する契機となること」を危惧するというのが、むしろそうなることは好ましいはずである。結局同和問題は人々の認識の問題であるから。訴外●●●が言うところの「誤解」であろうと、同和問題はすでに過去の問題と多くの人が認識すれば、問題が解決することと変わらない。訴外●●●は、自身が部落差別の解消を望んでいないことを自白し、本件地域一覧を公開することが部落問題解消に資することを認めたに等しい。

訴外●●●●●(甲 481)が陳述書 2 頁で述べている、「彦根市に電話を掛けさせて「彦根に隣保館が 2 館あるがその町名を教えて欲しい」と問い合わせた事件」は、原判決の事実認定「隣保館等の所在は必ずしも本件地域の所在と合致するものではない」(原判決 28 頁 5 行目)が間違っており、隣保館の存在により同和地区と認識されることを証明している。また、陳述書 3 頁で述べているように部落解放同盟静岡県連合会の住所は Google 検索で簡単に分かるようになっており、それは訴外●●●●●が自宅を団体名でタウンページに掲載したためである(乙 775)。原判決が部落解放同盟の会員であることと同和地区出身者であることと同一視しているように、部落解放同盟の活動拠点の所在地は同和地区と同一視され得る。従って、静岡県袋井市岡崎の一部が同和地区であると暴露したのは訴外小松原であって、本件地域一覧とは無関係である。

訴外●●●●●(甲 484)は「特に許せないのは、2016 年 9 月に阿波市内で撮影された動画です。地域内で行われたお祭りの主催者が YouTube に子どもたちや青年の顔が映っているお祭りの動画を投稿したところ、それを鳥取ループが主催者に何の断りもなく、勝手に二次利用して掲載し、主催者・地元の保護者や関係者が削除要請をしても拒否し、今もネット上で公開し続けています」と言うが、虚偽または訴外●●●の誤解である。YouTube には動画を他のウェブサイトにも埋め込む機能があり、これを許可するかどうかは動画の投稿者が決めることができ、当該お祭りの動画はこれが許可されていたので、示現舎のウェブサイトに埋め込んだものである。動画をコピーしたものではないので、二次利用には当たらない。また「主催者・地元の保護者や関係者が削除要請をしても拒否」した事実はない。主催者が他のサイトへの埋め込みを望まないのであれば投稿後であっても YouTube 側の設定で禁止することが

出来るが、それがされていないのであるから、訴外●●の説明は虚偽である可能性が高い。

一審原告片岡明幸(甲 485)は部落解放同盟、自治体、法務省の業務の負担、経済的な負担が増えたというが、それは示現舎の行為が原因ではなく、解放同盟が勝手にやっていることであって、その圧力により自治体や法務省が付きあわされているのである。

以上のことから、本件地域一覧や本件人物一覧によって「平穏に生きる権利」が侵害された事実もない。

一審原告らはいわゆるヘイトスピーチ解消法を引き合いに出すが、ヘイトスピーチ解消法は本邦に居住する外国人に関するものであり、本件は無関係である。

また、一審原告らの言うように、平穏に出された出版物を不特定多数に対する公害のように捉えて被害の賠償を求めることが認められるのならば、国民の表現の自由は不当に制限されることになる。

- (4) 一審原告らは本件と無関係な事柄やインターネット上の情報を恣意的に引用して主張している(控訴理由書 第3 6)

一審原告らは一審被告らがインターネット上で発信している膨大な内容の中から恣意的に引用している。

しかも、「ネットの電話帳」や「部落探訪」は本件の争点とは無関係なことである。特に「差別のための「総合的検索システム」を構築」云々は、一審原告らの勝手な妄想ないしは陰謀論に過ぎない。

4 業務を円滑に行う権利の侵害について(控訴理由書 第4)

(1) 総論

一審原告部落解放同盟は政治的団体である。

言論や情報の発信によって部落解放同盟の構成員が困惑・不快を与えること、あるいは部落解放同盟が行政機関等に対する対応をすることを余儀なくされたことをもって、部落解放同盟に対する業務を円滑に行う権利の侵害と認定することは極めて危険である。

政治的団体であれば、自身の主義主張にそぐわない言論や情報を発信する団体や個人が他に存在することは想定されるべきであり、そのことによって困惑・不快を覚えることは受忍すべきことであり、行政機関等に働きかけを行うことは政治団体としての通常の業務に過ぎない。

一審原告らの主張が認められるのであれば、部落解放同盟の対立団体による言論や情報の発信に対して差し止めや損害賠償を求めることができることになってしまい、民主主義を根底から破壊する。

一審原告らの主張は、本件訴訟を提起した目的が政治的なものであって、プライバシー権等の主張は、対立言論を封殺するという政治的目的を達成するために後付けされたものに過ぎないことを示している。

- (2) 一審原告らが掲げる裁判例は本件には当てはまらない(控訴理由書 第42)

一審原告らが引用する東京高裁平成20年7月11日決定は営利企業による、営利を目的とした業務に係るものである。一方、一審原告が認める通り部落解放同盟は非営利団体であるし、しかも政治的団体である。

営利企業の従業員があえて困惑・不快を受ける必要はないが、政治的団体が他人の言論や情報の発信によって困惑・不快を受けることは、それ自体が受忍すべき業務である。行政等に働きかけることも当然の業務である。

一審原告らは「①差別助長言動が権利行使としての相当性を超え、②解放同盟の構成員に受忍限度を超える困惑・不快を与え、③解放同盟の「業務」

に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該法人に回復の困難な重大な損害が発生すると認められる場合には、当該差別助長言動は「業務遂行権」に対する違法な妨害行為といえる」という。しかし、民主主義社会では、ある政治的団体が対立団体の活動や言論や情報の発信によって、その存在意義を根底から否定され、消滅を余儀なくされることさえあり、暴力等の強制力が伴わなければ、そこに「限度」は存在しない。

また、最高裁平成 26 年 12 月 5 日判決は、滋賀県情報公開条例による文書の公開の是非を争った行政訴訟であって、本件のように民法上の差し止め請求権や損害賠償請求権を争ったものではない。

5 本件地域一覧の公開についての損害賠償義務について(控訴理由書 第5)

(1) 一審被告官部の損害賠償責任について(控訴理由書 第5 1)

原判決が言う通り、別紙書籍目録1, 2が一般に公開された事実はない。もっとも、その内容は「同和地区 Wiki」等インターネットで事実上誰でも閲覧できる状態になり、一般に広く知られる状態になった。その結果として、部落差別による被害は生じていない。

一審原告らが言う「著しい精神的苦痛」は「部落差別を受けるかもしれないという強い恐れ」ということであるが、それは全くの杞憂であることは明らかである。従って、一審原告らの抱いた「恐れ」は、部落ないし同和地区に関わることに對する根拠のない「恐れ」、つまりは部落差別につながる偏見と本質的に変わらない。従って、一審原告らの感情は法的保護の対象とするに値しないものである。

一審原告らは別紙書籍目録3について一審被告官部が損害賠償責任を負うべきだとするが、そもそも別紙書籍目録3は全国部落解放協議会の活動のための基礎資料であって部落ないし同和地区の場所を示すためのものでは

なく、別紙書籍目録1, 2の内容とは意味合いが異なる。一審原告部落解放同盟が部落を拠点として活動するために部落の場所を知らなければならないように、全国部落解放協議会の活動のために必要なものである。その資料の出版禁止や損害賠償の請求は結社の自由を著しく侵害するものである。

なお、最高裁平成26年12月5日判決によれば、同和施設の設置管理条例に掲載された情報と「同和対策地域総合センター」要覧に掲載された情報は同じだが、表題や作成された趣旨が違うから性質も異なるという旨の判断をしている。この判例に倣えば、別紙書籍目録3は別紙書籍目録1, 2とは全く別のものであると言える。

(2) 一審被告示現舎の損害賠償責任について(控訴理由書 第5 2)

別紙書籍目録3は、一審被告宮部が自分の費用で作成し、自らオークションに出品したものである。なお、流通のためのISBNコードは示現舎で割り振り、本書は図書館等にも寄付した。

いずれにしても、別紙書籍目録3は全国部落解放協議会の活動のための資料であり、出版に対して損害賠償責任を負う性質のものではない。

(3) 一審被告三品純の損害賠償責任について(控訴理由書 第5 3)

一審被告三品純は別紙書籍目録掲載の各出版物の出版に関与していないので、示現舎の社員の職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとは言えない。

6 本件地域一覧に係る情報の削除及び公開差止めの可否について(控訴理由書 第6)

(1) 一審被告宮部についての情報の削除及び公開差止めの範囲について(控訴理由書 第6 1)

「第3 1(1)」で述べた通り、そもそも本件地域一覧は個人のプライバシーに

該当しない。

原判決が都府県単位で公開差し止めを行ったのは、一審原告らは地名が個人のプライバシーであるとしつけるために、あえて公証役場をして一審原告らの個人情報である戸籍や住民登録と照合させたものの、一審原告らが具体的に住所または本籍を置く部落の地名の開示を拒んだために地名単位の公開差し止めができなくなり、しかし事実実験公正証書(甲 344)作成のために時間と労力を消費してしまったものだから引っ込みつかなくなり、公開差し止めありきで強引に判決するために虚偽の理由説明による府県単位の公開差し止めでお茶を濁したためである。

- (2) 一審被告示現舎についての情報の削除及び公開差止めの範囲について
(控訴理由書 第6 2)

「第3 5(2)」で述べた通り、そもそも別紙書籍目録3は全国部落解放協議会の活動のための資料であり、出版に対して損害賠償責任を負う性質のものではない。

- (3) 一審被告三品についての情報の削除及び公開差止めの範囲について(控訴理由書 第6 3)

「第3 5(3)」で述べた通り一審被告三品は別紙書籍目録掲載の各出版物の出版に関与しておらず、情報の公開にも関与していない。

7 本件人物一覧の公開による人格権侵害について(控訴理由書 第7)

- (1) 自己情報コントロール権について(控訴理由書 第7 1(2)および(4))

「第3 1(5)」で述べた通り、一審原告らの言う自己情報コントロール権についての説は、一審原告らの独自のものに過ぎず、なおかつ民主主義や表現の自由を不必要に制限するものであり、認められない。

- (2) 水平社宣言について(控訴理由書 第7 1(3))

本件人物一覧の冒頭にある「さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが。」という記載について、一審原告らは大正 11 年 3 月 3 日のいわゆる「水平社宣言」への当てつけである旨の主張をする。そうであればなおのこと、本件人物一覧は人格権侵害にはあたらない。

「水平社宣言」は戦前に結成された政治的団体である全国水平社の理念を表現したものである。そして、一審原告部落解放同盟もその理念を引き継いでいる。そうすると、本件人物一覧の掲載者の意図は、政治的団体としての部落解放同盟の活動を批判するものであることが明らかであり、単なる侮辱や揶揄ではない。

現に、原審を通じて一審原告らの一部は「被差別部落出身者」に該当しないことを自白しており、その他の一審原告らについても「被差別部落出身者」の認定基準が非常にずさんであることが明らかになった。すると「さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが。」は事実であり、部落解放同盟の運動に対する正当な批判である。

従って、本件人物一覧が「水平社宣言」への当てつけであるから、人格権侵害に該当するというものではない。

(3) 親族との関係について(控訴理由書 第7 2)

一審原告らは「部落差別の系譜性等」といって、部落民の親族も部落民であり、親族のプライバシーも自分のプライバシーであるという趣旨の主張をするが、それ自体が「部落民と結婚すれば部落民として差別される」という、結婚差別につながる考え方である。

一審原告らはあたかも「部落差別の系譜性等」という意識が通常人にあり、

それが部落差別の原因であるかのように言うが、何のことはない、一審原告ら自体がそのような考え方を持っており、それは一審原告ら独自の考え方であるのに世間に広まっているかのように勘違いしているのである。

一審原告らの主張自体が、一審原告らのいう「部落差別」が国民の間に存在するのではなく、一審原告らの脳内の妄想として存在しているに過ぎないことの証拠である。

一審原告らは差別的な考え方をもちつつ、いわゆる「被差別部落出身者」の立場に甘んじて表立っての非難を免れている集団にすぎず、自身らの歪んだ考えを他の国民全般に投影しているに過ぎない。

(4) 掲載されていない者について(控訴理由書 第7 2)

「同和地区.com」については一審被告宮部は関与していない。事実、「同和地区.com」には原審の最中に一審原告らをあからさまに侮辱する情報や、部落解放同盟内部の者でなければ知り得ないような情報等、一審被告宮部が運営管理していればあり得ない情報が書き込まれていた。

本件訴状については提訴時点では閲覧制限がかけられておらず誰でも閲覧できる状態であったし、いずれにしても部落解放同盟内部の者であれば知り得るのであるから、本件訴状を所持していなければ入手できない情報が更新されていたとしても、一審被告宮部が運営管理をしていた証拠にはならない。

8 ミラーサイト(「同和地区.com」について)(控訴理由書 第8)

一審原告らは「同和地区.com」を一審被告宮部が管理運営していると推認される、ないしはそうでなくとも同様のものが出現することは予見できたという旨の主張をする。

しかし、「第3 7(4)」で述べた通り、「同和地区.com」は本審の最中に更新され、

その内容も一審被告宮部が関与したと見るには不合理な内容である。むしろ部落解放同盟に強い反発を覚えており、なおかつ内部の関係者が行ったと見る方が合理的である。

なお、「部落探訪」は本件訴訟の提起前から行っていることであり、また本件地域一覧からの抽出や本件人物一覧の掲載を行っていないので、本件仮処分命令への違反・潜脱行為には当たらない。仮にそう言えるのであれば、仮処分命令申立人が間接強制制裁金取得のために強制執行するか、別途仮処分命令を申し立てればよいはずだが、それは行われていない。

なお、一審原告らは「一審被告宮部が事実実験公正証書(甲 344)について miya.be には掲載していること、一審被告宮部がそのことについて覚えていないなどと明らかに不合理な証言をしていること」を述べているが、一審被告宮部は事実実験公正証書のうち個人情報(一審原告らの氏名)をマスキングして miya.be に掲載したもので、証人尋問の際も含めて、一審原告らは一審被告宮部が事実実験公正証書をそのまま掲載したかのようにミスリードしている。

9 本件人物一覧の削除及び公表差止めの可否

一審原告らは「一審被告ら(とりわけ一審被告宮部)が本件人物一覧を今後公開することは非常に蓋然性が高いと認められる。」というが、原判決のとおり、一審被告らが本件人物一覧を同和地区 Wiki に掲載した事実はない。

また(掲載に)「消極的」との推認の前提となる事実は、全て仮処分決定後の事実である」というが、一審被告宮部が本件人物一覧の掲載を認識したのは仮処分手続きが行われてから後のことであり、それ以前はそもそも何らかの反応をする機会がなかった。

また、一審被告宮部による SNS での「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ」等の発言は、本件地域一覧

に対してのものであり、本件人物一覧とは無関係のものである。

以上